

第14回野生イノシシ豚熱対策検討会概要

日 時：令和8年6月25日(木)10:00-13:00

場 所：農林水産省 第2特別会議室（ウェブ併催）

出席者：青木委員、石井委員、伊藤委員、川越委員、國保委員、小寺委員、齊藤委員、迫田委員、仙波委員、津田委員（座長）、早山委員、平田委員、山田委員、深井専門参考人

概 要：議事次第に基づき進行。野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱をめぐり情勢と野生イノシシ対策の現状について報告するとともに、今後の野生イノシシにおける豚熱対策、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」の見直し、感染確認区域解除要件の検討及び野生イノシシにおける豚熱清浄化についての進め方について議論を行った。概要は、以下のとおり。

- 事務局より、資料1-1及び1-2に沿って、野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱（ASF）をめぐり情勢、対策の現状及び家畜伝染病予防法の改正について報告した。ASFについては、海外の情勢を踏まえ、引き続き日本への侵入リスクが高い状況にあることから、諸外国の事例や各都道府県の防疫演習により得られた知見の収集を継続し、積極的に共有を図っていくこととされた。豚熱については、引き続き、現行の対策を継続する必要性が確認されるとともに、野生イノシシが養豚農場の周辺でも数多く確認されている現状を踏まえ、野生イノシシを不必要に誘引することなく農場周辺の野生イノシシに免疫を効率的に付与するための経口ワクチン散布法等、対策のさらなる強化や改善について議論が行われた。農場周辺の散布については、委員からの技術的助言について、事務局でとりまとめた上で都道府県へ共有することとなった。
- 資料2-1及び2-2による野生イノシシの生息密度と豚熱感染動態の関係性に関する事務局からの報告を踏まえ、豚熱対策として、野生イノシシ（特に感受性個体）の生息密度の低減を図るにはジビエ利用を促進していくことが有効であると再確認された。その上で、事務局より、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」について、
 - （1）枝肉の一時保管の方法について、B方式（個体ごとに包装しない方式）であっても、一時保管庫内での交差汚染対策が実施されていれば、A方式（個体ごとに包装する方式）に準じた個体ごとの管理と見なすこととする。
 - （2）施設の洗浄・消毒について、各日の作業終了時に床や壁などの設備も含め洗浄・消毒を行うことを明確に規定した上で、陽性個体が確認された時には、施設内の洗浄消毒体制の確認・見直しを行い、必要に応じて追加の洗浄、消毒を行うこととする。といった方向性で運用の見直しを行う案を示し、了承が得られた。今後は都道府県や施設に意見を照会しつつ、手引きの具体的な改正案を作成し、改めて本検討会に照会することとなった。
- 事務局より、資料3-1に沿って、野生イノシシの豚熱陽性個体発見地点を中心に設定される豚熱感染確認区域について、サーベイランスにより一定の清浄性が確認された場合に暫定的に確認区域の設定を解除することを可能とする方針を提案した。方針自体は了承され、今後具体的な解除の要件について検討していくこととされた。また、野生イノシシにおける豚熱清浄化については、最終目標である、国内の野生イノシシ群における豚熱ウイルス不検出に向けて、段階的な清浄化を図っていくこととし、今後ロードマップの作成等を進めつつ、各ステップの具体化について検討していくこととされた。